

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 農業協同組合法の一部改正

一 経済事業関係

(一) 基本方針

1 全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）は、農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）が行う組合（農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の指導の事業に関する中央会相互間の連携の推進に資するため、当該事業に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。こと。

（第七十三条の二十三の二第一項関係）

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 中央会が行う組合の組織、事業及び経営の指導に関する基本的方向
- (2) 中央会が行う組合の組織、事業及び経営の指導の実施方法
- (3) その他中央会が組合の組織、事業及び経営の指導を行うために必要な事項

（第七十三条の二十三の二第二項関係）

3 全国中央会は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

(第七十三条の二十三の二第三項関係)

4 都道府県中央会は、基本方針に即して、組合の指導の事業を行うものとする。

(第七十三条の二十三の二第四項関係)

(二) 中央会の監査機能の集約

1 信用事業を行う農業協同組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）等は、事業報告書、貸借対照表、損益計算書等の書類について全国中央会の監査を受けるものとする。

(第三十七条の二関係)

2 全国中央会は、1以外の監査について毎事業年度監査実施計画を定めて監査を行うものとする。

(第七十三条の二十七関係)

(三) 組合の販売事業

組合は、組合員等のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員等の農産物と併せて販売することが適当と認められる農産物を生産する他の組合の組合員等の

農産物の販売等を行うことができるものとする。

(第十條第三十項關係)

(四) 組合の經營情報の開示

1 全国農業協同組合連合会、經濟事業を行う農業協同組合連合会等の組合の理事について、事業年度ごとに、事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならないものとする。

(第三十七條關係)

2 全国農業協同組合連合会、經濟事業を行う農業協同組合連合会等の組合について、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないものとする。

(第五十四條の二關係)

二 共済事業關係

(一) 組合の共済事業の健全性の確保

1 共済事業を行う組合の出資の総額は、農林水産省令で定める区分に応じ、農林水産省令で定める額以上でなければならないものとする。

(第十條の二關係)

2 共済事業を行う組合は、その子会社等又は当該子会社等に係る利用者との間で、当該組合の取引

の通常条件に照らして当該組合に不利益を与えるものとして農林水産省令で定める取引等をしてはならないものとする事。

(第十一条の五関係)

3 主務大臣は、共済事業を行う組合の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定めることができるものとともに、支払能力の充実の状況に係る区分に応じて、行政庁が、組合に対し、監督上必要な命令をすることができるものとする事。

(第十一条の八及び第九十四条の二関係)

4 共済事業を行う組合について、責任準備金、支払準備金、価格変動準備金及び利益準備金の積立てに関する規定を整備すること。

(第十一条の十三から第十一条の十五まで及び第五十一条関係)

5 共済事業を行う組合は、契約者割戻しを行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として農林水産省令で定める基準に従い、行わなければならないものとする事。

(第十一条の十六関係)

6 共済事業を行う組合は、農林水産省令で定める共済契約について、共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定を設けなければならない

ものとするとともに、特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定に振り替えること等の行為をしてはならないものとする。こと。

(第十一条の十八関係)

7 共済事業を行う組合（農林水産省令で定める要件に該当する農業協同組合を除く。）は、共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項に関与させなければならぬものとする。ことに、共済計理人の資格要件、職務等について定めること。

(第十一条の二十から第十一条の二十二まで関係)

8 共済事業を行う組合の子会社及び議決権の保有に関する規定を整備すること。

(第十一条の四十五、第十一条の四十六、第十一条の四十九及び第十一条の五十関係)

9 共済事業を行う組合（その行う事業の規模が農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合を除く。）は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は会員でなく、かつ、その就任の前五年間当該組合又はその子会社の理事若しくは取締役又は使用人でなかったものでなければならないものとする。ことに、監事の互選をもって常勤の監事を定めなければならないものとする。こと。

(第三十条第十二項及び第十三項関係)

10 共済事業を行う組合について、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないものとする。

(第五十四条の三関係)

(二) 共済契約に係る契約条件の変更

共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその事業の継続が困難となる蓋然性^{がい}がある場合には、契約条件の変更を行うことができるものとする。

(第二節の二関係)

(三) 共済事業の利用者の保護

1 共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者は、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができるものとする。

(第十一条の九関係)

2 共済事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結等に関して、共済契約者等に対して虚偽のことを告げる等の行為をしてはならないものとする。

(第十一条の十関係)

3 共済事業を行う組合は、当該組合の共済代理店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずるものとする。

(第十一条の十一関係)

4 共済事業を行う組合は、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないものとする。 (第十一条の十二関係)

(四) 共済事業の機動的な事業運営の確保

1 共済事業を行う組合は、組合員のために、保険会社その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行の事業を行うことができるものとする。 (第十条第十項関係)

2 共済規程の変更のうち、軽微な事項等に係るものについては、行政庁の承認を受けることを要せず、届出をすれば足りるものとする。 (第十一条の七関係)

3 共済規程の変更のうち、軽微な事項等に係るものについては、総会の議決を経ることを要しないものとする。 (第四十四条第五項関係)

三 合併及び事業譲渡の手続の簡素化

(一) 合併によって消滅する出資組合の総組合員数が合併後存続する出資組合の総組合員数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併によって消滅する出資組合に現存する資産の額が合併後存続す

る出資組合に現存する資産の額の二十分の一を超えない場合には、合併後存続する出資組合の合併については、総会の議決は要しないものとする事。

(第六十五条の二関係)

- (二) 信用事業を行う組合が他の組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が当該組合に現存する純資産の額の二十分の一を超えないときは、総会の議決を要しないものとする事。

(第五十条の三関係)

- (三) 信用事業の全部の譲渡若しくは譲受け又は共済事業の全部の譲渡若しくは共済事業に係る財産の移転を行う組合が、債権者に対する公告を、官報のほか、日刊新聞紙に掲載してするときは、知れていゝる債権者に対する各別の催告はする事を要しないものとする事。

(第五十条の二及び第五十条の四関係)

四 その他

- (一) 出資組合の組合員は、いつでも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができるものとするとともに、その譲渡を受ける者がないときは、出資組合に対し、定款の定めるところによりその持分を譲り受けるべき事を請求することができるものとし、この場合には、当該出資組合は、当該組合

員の持分を取得することができるものとする。

(第二十一条及び第五十四条関係)

- (二) 全国中央会による一の(二)の1の監査、組合の監事による当該組合の監査及び行政庁による報告の徴収等の対象に、組合と特殊の関係のある者を追加すること。

(第三十七条の二、第三十九条、第九十三条第二項及び第九十四条第五項関係)

- (三) 役員の職務を行う者がいないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、仮理事に加え、仮監事又は仮代表理事を選任することができるものとする。

(第三十九条及び第四十条関係)

- (四) 組合の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要資料については、組合の主たる事務所の所在地において清算結了の登記をした後十年間保存するものとする。

(第七十二条の二の二関係)

- (五) 全国中央会の代議員のうち、組合が選挙する者の定数等については、全国中央会において、定款により定めるものとする。

(第七十三条の四十一関係)

- (六) 共済代理店の設置、共済計理人の選任及び退任その他の事項について行政庁に届け出なければならぬものとする。

(第九十七条の二関係)

第二 農業信用保証保険法の一部改正

一 農業信用基金協会の経営の健全性の確保

主務大臣は、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができるものとともに、弁済能力の充実の状況に係る区分に応じて、基金協会に対し、監督上必要な命令をすることができるものとする。

（第八条の二及び第五十六条の二関係）

二 基金協会の監事の資格者の拡大

基金協会は、農業又は金融に関する学識経験者を、総会の議決により、理事に加え、監事に委嘱することができるものとする。

（第三十三条関係）

三 公認会計士又は監査法人による基金協会の監査の導入

基金協会の理事が、事業報告書、財産目録等の決算関係書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならないものとする。

（第四十二条関係）

四 基金協会の合併及び事業の譲渡又は譲受け

- (一) 基金協会は、総会の議決を経て、合併することができるものとする。こと。（第四十八条の二関係）
- (二) 基金協会は、総会の議決を経て、事業の全部を譲り渡すことができるものとする。こと。
(第四十八条の九第一項関係)
- (三) 基金協会は、総会の議決を経て、事業の全部又は一部（第八条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。）を譲り受けることができるものとする。こと。
(第四十八条の九第二項関係)
- (四) 基金協会の区域は、主務大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域によるものとする。こと。
(第四条関係)
- (五) 独立行政法人農林漁業信用基金は、基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者であって、その者の事業が主務省令で定める要件に適合するものであるもの（以下「譲受者」という。）を相手方として、保険契約を締結することができるものとする。こと。
(第五十九条第一項から第三項まで関係)
- (六) 主務大臣は、必要があると認めるときは、譲受者に対し、その保証事業に関し報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができるものとする。こと。
(第五十九条第五項関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第一条関係)